

1 兵庫県自殺対策の取組一覧

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
1 相談体制の充実強化	(1)24時間電話相談体制の強化	自殺予防夜間休日電話相談委託事業	相談機関の少ない夜間の時間帯や休日に、自殺を考える人やその家族からの相談を受けるとともに、必要に応じ相談窓口等を紹介	障害福祉課
		いのちの電話活動支援補助事業	神戸いのちの電話、はりまいのちの電話の相談体制の充実のため、電話相談の運営や現員相談員の資質向上研修等を支援	障害福祉課
		こころの健康電話相談事業	こころの悩みや精神的な病気、社会復帰に関する事など、広く精神保健福祉に関する相談に対応	精神保健福祉センター
	(2)ICTを活用した相談体制の更なる充実	インターネットやSNS等を活用した相談体制の構築	LINE電話を活用した相談体制の構築、検索連動広告やLINE公式アカウント「いのち支える兵庫県」を用いた相談窓口の普及啓発	障害福祉課
		SNSを活用した教育相談体制の構築	従来の音声通話や面談等における相談に加え、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSを用いた教育相談窓口の開設及び周知	教委 (義務教育課)
		つながりサポート型女性相談支援事業	コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、SNS相談やオンラインでの居場所づくり等を実施	男女青少年課
		児童虐待防止のためのSNS相談	児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、全国どの地域においても子どもや家庭からのSNS相談ができるよう、国が令和5年2月から運用開始する全国一元的なSNS相談支援について、県内3児童相談所による一体運用を実施	児童課
	(3)「こころの健康相談」の充実	こころの健康電話相談事業【再掲】	こころの悩みや精神的な病気、社会復帰に関する事など、広く精神保健福祉に関する相談に対応	精神保健福祉センター
		精神保健福祉相談の充実	市町、外部関係団体等への情報提供、地域での自殺対策の実施や市町自殺対策計画の円滑な実施に向けた各事業等への助言・指導	障害福祉課・精神保健福祉センター・健康福祉事務所
	(4)様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の更なる充実強化	消費生活相談	複雑化・多様化、巧妙化する消費生活相談に的確に対応し、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、消費生活総合センター及び但馬消費生活センターに消費生活相談員を設置し、消費者トラブルの迅速な解決と未然防止を図る	県民躍動課
		多重債務者対策の推進	兵庫県多重債務者対策協議会（県、市町、弁護士会、司法書士会等）による相談強化キャンペーンを開催	県民躍動課
		生活困窮者自立支援事業の実施	生活保護に至る前段階における自立支援策の強化を図るため、生活相談のほか、就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付、引きこもり状態の者、社会的に孤立している者に対して、訪問などのアウトリーチ支援を行う等必要な支援を実施	地域福祉課
		ひきこもり対策総合支援事業（ひきこもり総合支援センターの設置）	ひきこもりの当事者及びその家族等に対して段階に応じた支援を提供し、社会参加を促進するため、「ひきこもり総合支援センター」を精神保健福祉センター内に設置し、当事者及びその家族からの相談対応・支援を実施	障害福祉課・精神保健福祉センター
		依存症対策総合支援事業	依存症患者及びその家族等に対する包括的な支援を行うため、県・神戸市共同で「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を設置し、依存症に対する専門相談に応じるとともに、医療従事者等への研修を実施し、支援体制を強化	障害福祉課・精神保健福祉センター

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
1 相談体制の充実強化	(4)様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の更なる充実強化	犯罪被害者等総合サポートセンター(仮称)の設置	犯罪被害者等からの様々な相談に対応し、必要とする情報や支援を適切に提供するため、総合的な支援窓口を設置	くらし安全課
		人権擁護サポート事業	インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害に対する司法的救済を実施する専門窓口やLGBT等に関する相談窓口等を(公財)人権啓発協会に設置し、多様化する人権問題に対応	県民生活部 総務課人権推進室
		依存症の理解促進にかかる事業	依存症者や家族等を適切な支援につなげるための取組として、自助グループ等と連携し、依存症に関する研修や相談体制等の強化を図るとともに、大学生や一般県民を対象とした普及啓発活動を行い、正しい知識の理解を進める	障害福祉課
		経済問題等に係る心の悩み相談体制の充実	コロナ禍による経済状態の悪化等に伴い、今後の生活に不安を感じる県民の増加が懸念されることから、①休日夜間法律電話相談、②生活困窮者・ハローワーク利用者等への弁護士相談等を実施	障害福祉課
		女性のための生きることサポート相談事業	コロナ禍において、女性の自殺リスクがさらに高まっていくことが懸念されることから、就労支援や悩み相談など、女性が生きていくための入口相談(電話及び対面)を実施	障害福祉課
		「こころのケア」に関する専門相談の実施	地域の医療・保健・福祉・教育・司法等の関係機関や一般の方を対象に、自死遺族・関係者等の複雑性PTSD等を中心とした「こころのケア」に関する専門相談を実施	こころの ケアセンター
		障害者差別解消相談センターの運営	障害者差別解消法に基づく、障害者差別に関する総合相談窓口を設置し、社会福祉士や精神保健福祉士による相談対応を実施(電話、ファクス、メール)	障害福祉課
		ひょうご発達障害者支援センター及びランチの運営	身近な地域で発達障害児(者)、家族及び関係機関等からの日常生活や就労などの相談に対し、適切な指導・助言等を行う総合的支援の拠点として、県内6ヶ所の発達障害者支援センター及びランチを運営	障害福祉課
		さわやか県民相談	県民から寄せられる県政に関する意見や日常生活の諸問題等についての相談に適切に対応し、県政への反映、県民が抱える問題の解決を図る	広報広聴課
		県民総合相談センターの運営	県政に関する相談や法律問題などの幅広い分野の専門相談を実施するとともに、要望が多い相談等の概要を把握し、県政に反映させるなど総合相談体制の充実を図る	広報広聴課
		ひょうご地域安全SOSキャッチ事業の実施	身近な異変を匿名でも通報できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を県・県警共同で実施するとともに、広報等により制度周知を図る	くらし安全課
		ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の運営	警察に相談できない性被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設け、医療費助成、医療機関への同行支援、法律相談、心のケア等を一体的に行う性被害ケアセンター「よりそい」を運営	くらし安全課
		兵庫ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもりの長期化等への対応を図るため、青少年を中心とする全年齢を対象とした「兵庫ひきこもり相談支援センター」において、訪問支援等、アウトリーチ型支援を展開	男女青少年課
県立神出学園の運営	不登校や高校中退などで自分の進路を見つけることが困難な青少年の社会的自立を支援するため、県内在住で義務教育を修了した23歳未満の男女を対象に、寮での共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施	男女青少年課		

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
1 相談体制の充実強化	(4)様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の更なる充実強化	県立山の学校の運営	不登校や高校中退などで自分の進路を見つけることが困難な青少年の社会的自立を支援するため、県内在住で義務教育を修了した24歳未満の男子を対象に、寮での共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施	男女青少年課
		県立男女共同参画センター なやみ相談・特別相談 (法律相談・男性相談)	県立男女共同参画センターに女性問題カウンセラーを設置し女性の悩み相談及び自立支援を行うとともに、情報アドバイザーが学習や情報収集のサポートを実施し、法律相談、不妊・不育専門相談、思いがけない妊娠SOS、男性のための相談を実施	男女青少年課
		つながりサポート型 女性相談支援事業 【再掲】	コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、SNS相談やオンラインでの居場所づくり等を実施	男女青少年課
		ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の構築推進事業	介護や世話を必要とする家族や身近な人に無償でケアを行う「ヤングケアラー」「若者ケアラー」の早期発見・悩み相談・福祉サービスへのつなぎ等の支援体制を整備	地域福祉課
		社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等	低所得・高齢者・障害者世帯等で一時的に生活に困窮している世帯に必要な費用の一部を貸し付け、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行い、社会参加の促進を図る	地域福祉課
		子どもの貧困対策	生活困窮者の子どもが将来の困窮者となる「貧困の連鎖」を断ち切るため、子どもの貧困対策事業を実施 ①生活困窮者世帯の子どもを地域で支援 ②「子ども食堂」の運営支援	地域福祉課
		児童虐待防止 24時間ホットラインの設置運営	中央こども家庭センターに休日・夜間の児童虐待相談・通告に対応する電話相談員を配置し、こども家庭センターの即応体制を強化	児童課
		児童虐待防止のためのSNS相談 【再掲】	児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、全国どの地域においても子どもや家庭からのSNS相談ができるよう、国が令和5年2月から運用開始する全国一元的なSNS相談支援について、県内3児童相談所による一体運用を実施	児童課
		ひとり親家庭等自立支援の推進	郡部のひとり親家庭等を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導、離婚後の支援を行うとともに、ひとり親家庭等の職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施	児童課
		配偶者からの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター(女性家庭センター)で休日・夜間の相談や法律相談を実施するとともに、相談のあった被害者や一時保護した被害者に対し、自立支援員(心理療法担当職員)がこころのケア、自立への動機付け、就業援助等の幅広い援助を行い、早期の自立を支援	児童課
		思春期保健対策事業 (地域思春期保健関係者によるネットワーク事業)	地域保健、学校保健や社会教育、医療機関関係者が地域課題を明確にし、対策を検討	健康増進課・健康福祉事務所
		妊娠SOS相談事業	予期せぬ妊娠や育児不安等に悩む若年妊婦等に対しタイムリーな電話や面談による相談、必要時に医療機関等への同行支援により健やかな妊娠・出産・育児の支援、児童虐待の防止を図る	健康増進課
		養育支援ネットの推進	未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローするため、医療機関等と地域保健が連携し早期から子育てを支援する母子保健医療情報提供システムを整備	健康増進課・健康福祉事務所
乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を実施	健康増進課		

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
1 相談体制の充実強化	(4)様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の更なる充実強化	ひょうご若年性認知症支援センターの運営	若年性認知症特有の課題（就労、経済、介護等）に対応するため、各市町や圏域など身近な地域の支援機関等と連携し伴走型の個別支援を実施	健康増進課
		働き盛り世代の認知症予防・早期発見・対応促進事業	企業等に従事する勤労者が認知症への関心を高め、中年期からの健康づくりや早期受診・対応の理解促進、認知機能の低下や家族への介護等、従業員の事情に応じた労働環境整備等、企業の意識高揚を図る	健康増進課
		認知症・高齢者相談	県民総合相談センターにおいて、認知症の人と家族の会及び県看護協会による電話相談を実施	健康増進課
		難病患者保健指導事業	難病及びその家族に対して、地域保健法に定められた難病患者保健指導に基づき、健康福祉事務所保健師が患者のニーズに応じ、必要な在宅療養支援を実施することで、患者の療養生活の質を高めると共に、地域の難病支援体制の強化を図る	疾病対策課・健康福祉事務所
		難病療育相談等事業	難病患者が身体的・精神的に安定した療養生活を送るため、難病専門医の少ない地域で難病各分野の専門医、地域の保健・福祉等関係者による「医療・生活・教育」相談会を実施し、患者の立場に立った相談や、報告書による県内全域への啓発活動を実施	疾病対策課
		重症難病患者入院施設確保事業	難病患者及びその家族の療養生活を支援するために、難病に関する療養生活相談・医療情報の提供、地域の医療機関・健康福祉事務所・市町・訪問看護ステーション等の関係機関のネットワーク化の推進、難病医療体制を整備するため難病医療専門員（県立尼崎総合医療センター内難病相談センター）の配置を実施	疾病対策課
		兵庫県難病団体連絡協議会補助金事業	一般社団法人兵庫県難病団体連絡協議会が運営し、難病患者の幅広い相談に応じている神戸難病相談室の運営費の一部を助成し、難病患者の療養生活の一層の向上を図る	疾病対策課
		肝炎総合対策事業	肝炎ウイルス持続感染者が継続的に検査・治療を受ける体制を整備し、全国平均に比べ高い状態にある肝がん死亡率の低減を図る ・肝炎ウイルス検査医療機関委託の実施 ・要精検者のフォローアップの実施	疾病対策課・健康福祉事務所
		肝炎・肝がん対策推進事業	肝炎に関する正しい知識の普及、啓発に係る保健指導及び診療体制の確保と診療の質の向上を図ることにより、肝がん死亡率の低減を図る	疾病対策課
		慢性腎臓病対策事業	腎機能に異常の見られた患者の重症化予防のため、県民に正しい知識の普及啓発によるCKDに関する意識向上を図る	疾病対策課
		被爆者団体協議会相談事業	県内に在住する原子爆弾被爆者及びその二世被爆者の健康、医療、各種手続き等に関する相談に応じることにより、原爆被爆者のさまざまな不安を解消し、健康管理及び福祉の向上を図る	疾病対策課
		エイズ対策事業	健康福祉事務所・兵庫県民総合相談センターにおいて無料・匿名の相談体制を整備することで、H I V感染者の多様化する不安、悩みに対応するとともに、臨床心理士等のカウンセラーがいない医療機関において陽性告知を行う場合など、必要に応じてエイズカウンセラーを派遣し、H I V感染者の精神的不安の負担軽減を図る	感染症対策課・健康福祉事務所
薬物乱用防止対策事業	関係機関と協力し、薬物乱用防止教室や組織的啓発活動を行う各地区薬物乱用防止指導員協議会の活動を支援するとともに、健康福祉事務所等に設置する薬物相談窓口での中毒者本人やその家族等からの相談対応、県精神保健福祉センターにおける薬物関連問題相談事業により薬物の再乱用防止対策を推進	薬務課		

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
1	(4)様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の更なる充実強化	商工会・商工会議所による経営相談	様々な経営課題を抱える中小企業者に対して、商工会・商工会議所による巡回指導及び窓口相談を実施	地域経済課
		消費者金融相談	各県民局・県民センターに「消費者金融相談窓口」を設置し、登録貸金業者に関する苦情・相談のほか、多重債務・債務整理に関する相談等、消費者金融に関する幅広い相談を受付	地域経済課
		ひょうご・しごと情報広場、若者しごと倶楽部の運営	求職者の総合的支援を行う拠点であるひょうご・しごと情報広場内に若者しごと倶楽部（ジョブカフェひょうご）を設置し、個々の課題に対応したきめ細やかな就職支援・総合的な職業相談を実施し、人材ニーズに合致したキャリア形成による早期就職を支援	労政福祉課
		ミドル世代・シニア世代就労相談窓口の設置	ひょうご・しごと情報広場に40～64歳のミドル世代・65歳以上のシニア世代の就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含むミドル世代の不安定就労者等の正規雇用化を促進するとともに、就労意欲のあるシニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングにより多様な働き方の創出を支援	労政福祉課
		スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーの配置	いじめ・暴力行為・不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、スクールカウンセラーを公立小・中学校及び県立特別支援学校に、キャンパスカウンセラー（臨床心理士等）を県立高校（中等教育学校含む）に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を実施	教委（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
		市町スクールソーシャルワーカー配置の支援	児童生徒の置かれた様々な環境の問題により学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を配置	教委（義務教育課）
		県立学校問題解決サポートチームの設置	県立学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応する体制を整備し、学校への適切な指導・助言、解決への協力により課題の早期解決を図る	教委（高校教育課・特別支援教育課）
		ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットラインの実施	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子どものSOS全般について児童生徒や保護者などの相談に応じ、県内の幼児や児童生徒などのこころの悩みなどの解消や子どものSOSの早期発見を図る	教委（義務教育課）
		SNSを活用した教育相談体制の構築【再掲】	従来の音声通話や面談等における相談に加え、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSを用いた教育相談窓口の開設及び周知	教委（義務教育課）
2	(1)自殺予防に対する理解の促進	自殺予防に係る広報・啓発事業	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間の時期を中心に、関係機関と連携し、自殺予防に関する正しい知識、相談窓口や支援策等の普及を図るためインターネットやSNS等のICTも活用した啓発事業を実施	障害福祉課
		子育て応援ネットの推進	県地域女性団体ネットワーク会議を中心に、市町ごとにネットワークを組織し、子育て家庭応援推進員等が登下校時の見守り、声かけや子育てイベント、SOSキャッチ活動等を実施	男女青少年課
		いのち輝くユニバーサル社会づくり機運醸成事業	県民の障害者に対する理解促進のための講座の実施、社会参加促進のためのセミナーの開催など、多様な人々が誰一人取り残されることなく、安心して暮らしていける基盤づくりと支え合う社会の構築に取り組む	ユニバーサル推進課
		人権ネットワーク事業	「ひょうご人権ネットワーク会議」の運営等の取組を通じ、県内の人権にかかる機関・団体とのネットワークを強化し、より効果的・効率的な人権啓発を推進	県民生活部総務課人権推進室
		人権文化をすすめる県民運動推進事業	人権文化をすすめる県民運動の一環としての「人権啓発フェスティバル」や「人権週間のつどい」等を開催することにより、人権文化の醸成を図る	県民生活部総務課人権推進室
(2)社会全体での連携した取組の促進	家庭のきずなを深める機運醸成の展開	それぞれの家族にとってふさわしい日を家族の日として定めることを提案する「家族の日」運動の普及啓発など、県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深める機運醸成を展開	男女青少年課	

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
2 地域における支援体制の充実	(2) 社会全体での連携した取組の促進	みんなの声かけ運動の推進	障害のある方、高齢者、妊婦、小さな子ども連れの方など、まちなかで困っている人がいるときに、だれもが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を展開し、障害者への適切な支援を推進することにより、障害者等の安心安全な社会参加を促進	ユニバーサル推進課
		障害者を対象としたデジタルデバインド解消事業	基礎的なITスキルの習得支援により障害者のデジタルデバインドの解消を図り、障害者の日常生活の基盤・環境を整え、社会参加を促進	障害福祉課
		障害者虐待防止・権利擁護体制推進事業	障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待に対する迅速・適切な対応や市町等からの相談対応、障害福祉関係者の専門性向上等のための研修、一般県民・障害当事者に対する広報啓発活動等により、障害者の尊厳を害する虐待の防止と障害者の自立及び社会参加を図る	障害福祉課
	(3) ゲートキーパーやいのちを支える様々な専門的人材等の養成	自殺対策に関わる専門研修等の実施	自殺対策に従事する職員等が援助を求められた場合に、そのこころの痛み適切に対処できるよう実践的な援助力を育成するため研修を実施	精神保健福祉センター
		薬剤師のための自殺ハイリスク者対応力向上研修事業	自殺のリスク要因である健康問題を持つ方への対策として、薬局薬剤師に対し、その知識・経験や対象者の薬剤服用歴から対象者の生命や健康上のリスクへの対応力を強化するための研修を実施	障害福祉課
		市町での相談体制の充実	地域の実情や自殺対策計画に基づいて自殺対策に取り組む市町を支援するため、市町における相談体制の強化など自殺予防対策事業実施に対し助成	障害福祉課
		学校で取り組む自殺予防支援事業	県内高等学校に対し自殺対策に関する関心を高めるために、出前講座を実施	障害福祉課
		女性を中心とした働き盛り世代の自殺対策の推進	コロナ禍における女性の自殺リスクの高まりに対する対応を強化するため、企業等を対象とした自殺予防研修会等の取組を推進する	障害福祉課
		介護支援専門員等自殺予防研修	在宅で介護を受けている高齢者や家族の自殺の危険性や兆候を見逃さず、自殺の未然防止を図るため、介護従事者に対する研修を実施	障害福祉課
		自死遺族地域支援者研修の実施	自死遺族のこころや身体の不調、否認・疑問・他罰・不安・自責・罪悪感・怒り等の遺族心理を理解するとともに、自死遺族が直面する法律問題を学び、自殺ハイリスク者である自死遺族に適切に対応するための研修を実施	障害福祉課
		各地域における自殺対策事業	地域の実情に応じたきめ細やかな自殺対策を推進するため、自殺のハイリスク要因である精神疾患等に対する早期支援・対応に向けた支援体制の構築や研修等を実施	障害福祉課・健康福祉事務所
		地域包括支援推進事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町による介護予防・生活支援の取組の充実や在宅医療・介護連携の強化に向けた支援に加え、地域包括支援センターの機能強化を実施	高齢政策課
		高齢者虐待防止の強化	①高齢者虐待の未然防止、②高齢者虐待の早期発見、③高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応を支援するため、高齢者虐待対応力向上研修を実施し、併せて市町単独では対応が困難な事例に対する権利擁護相談窓口を設置	高齢政策課
		老人クラブ活動強化推進事業	地域の老人クラブ活動の活性化を図るために、①共生型助け合い活動、②会員加入促進活動、③地域活動の再開、④健康づくり(健康体操等)の実施・普及促進活動などの社会貢献活動を行う単位老人クラブに対して助成を実施	高齢政策課

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署	
2	地域における支援体制の充実	地域支援事業 (地域包括支援センターの運営)	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、市町が設置・運営する地域包括支援センターに要する経費の一部を負担	高齢政策課	
		(3) ゲートキーパーやいのちを支える様々な専門的人材等の養成	児童委員・主任児童委員活動の推進	市町に対し、児童委員・主任児童委員の相談・支援活動、研修等に要する費用の一部を支援し、児童委員等活動を促進し、地域福祉の増進を図る	児童課
		市町の児童家庭相談体制の強化に向けた支援	児童虐待の早期発見やこども家庭センターへの速やかな通告や要保護児童への適切な支援が実施できるよう、市町職員の対応力向上を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営や児童虐待への適切な対応のための研修会を実施	児童課	
		ひとり親家庭等自立支援の推進【再掲】	郡部のひとり親家庭等を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導、離婚後の支援を行うとともに、ひとり親家庭等の職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施	児童課	
3	市町・団体等の地域ごとの取組への支援	(1) 兵庫県いのち対策センターによる市町支援の充実	地域レベルの実践的な取組を推進するため、国の自殺総合対策推進センターと連携し、圏域・市町別の自殺統計データを市町に提供、研修の実施、地域への技術支援等を通じ、市町の自殺対策に係る取組を積極的に支援	いのち対策センター・健康福祉事務所	
		市町による地域自殺対策強化事業の実施	地域の実情や自殺対策計画に基づいて自殺対策に取り組む市町を支援するため、市町における相談体制の強化やこころの健康づくり対策など自殺予防対策事業実施に対し助成	障害福祉課	
	(2) 専門的技術向上のための研修の実施	自殺対策企画研修の実施	地域自殺対策計画の策定・改定・実施に向け、自殺の現状、実践や評価方法等の研修を実施	いのち対策センター	
		専門研修、自殺未遂者ケア研修の実施	救命救急センターに搬送された自殺未遂者の心理や対応、地域支援へのつなぎ方等を救急医療関係者や警察・消防関係者、地域支援者を交えた研修を実施	精神保健福祉センター	
	(3) 地域での相談支援ネットワークの強化	「いのち支える相談支援ネットワーク」の推進	地域で自殺対策に関わる相談機関職員の「つなぐ」意識の醸成と情報の共有化を目的とし、「いのち支えるサポートシート」等を活用した市町ごとの「いのち支える相談支援ネットワーク」の構築を推進	障害福祉課・健康福祉事務所	
4	自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化	各地域における精神保健医療体制の構築事業	各地域における精神保健医療体制の構築を推進するとともに、措置入院等の重篤な精神障害者に対し、措置入院中から地域で安全安心な暮らしができるよう関係機関の連携を強化し支援体制の構築を図る	障害福祉課・健康福祉事務所	
		精神科救急医療体制の運営	精神疾患の急発・急変により精神科救急医療を要する患者に対し、迅速かつ適正な医療を提供するとともに、精神科救急における措置入院が適切に運用できる体制の再構築を推進	障害福祉課	
		(1) 精神疾患に関わる支援体制の充実	依存症の理解促進にかかる事業【再掲】	依存症者や家族等を適切な支援につなげるための取組として、自助グループ等と連携し、依存症に関する研修や相談体制等の強化を図るとともに、大学生や一般県民を対象とした普及啓発活動を行い、正しい知識の理解を進める	障害福祉課
		精神保健福祉支援体制の基盤整備事業	健康福祉事務所に地域精神保健連絡調整員（警察OB）を配置し、保健師等支援者の安全確保を図るとともに複雑困難事例への関わり方を修得するとともに、警察との連携強化を図る	障害福祉課	
		依存症対策総合支援事業【再掲】	依存症患者及びその家族等に対する包括的な支援を行うため、県・神戸市共同で「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を設置し、依存症に対する専門相談に応じるとともに、医療従事者等への研修を実施し、支援体制を強化	障害福祉課・精神保健福祉センター	

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署	
4 自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化	(1)精神疾患に関わる支援体制の充実	各地域における自殺対策事業【再掲】	地域の実情に応じたきめ細やかな自殺対策を推進するため、自殺のハイリスク要因である精神疾患等に対する早期支援・対応に向けた支援体制の構築や研修等を実施	障害福祉課・健康福祉事務所	
		各地域における精神保健福祉相談等事業	自殺ハイリスク者（うつ病、統合失調症、不安障害等の精神障害者）等への支援体制の充実のため、関係機関との連携強化を推進するとともに精神保健福祉相談を実施	障害福祉課・健康福祉事務所	
		精神保健福祉相談等指導費	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条にもとづき、各健康福祉事務所において精神科医師や保健師による相談及び訪問指導を実施	障害福祉課	
		薬剤師のための自殺ハイリスク者対応力向上研修事業【再掲】	自殺のリスク要因である健康問題を持つ方への対策として、薬局薬剤師に対し、その知識・経験や対象者の薬剤服用歴から対象者の生命や健康上のリスクへの対応力を強化するための研修を実施	障害福祉課	
		メンタルヘルス総合対策事業	教職員のメンタルヘルス対策として、予防対策から復職支援、復職後のフォローアップまで、総合的に推進することにより、精神疾患による療養者の減少に取り組む	教委 (福利厚生課)	
	(2)自殺未遂者等への支援体制の充実	救急医療施設での医療体制の充実	自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急医療機関において心身両面でのケアを提供するとともに、急性期の治療が終了した後も継続した支援が行えるよう、地域の医療機関や健康福祉事務所など適切な相談窓口につなぐ体制づくりを推進	医務課・病院局企画課	
		自殺未遂者支援の充実	自殺未遂者支援に関わる者に対し、連絡会や協議会等を通じて自殺未遂者支援に係る現状や問題、課題を共有し連携意識の醸成を図ると共に実践的な研修や事例検討会等から対応方法を学び、実際の現場で役立つ心身両面のケアのための方法を習得	健康福祉事務所・精神保健福祉センター	
	(3)精神保健医療福祉サービスの連携体制の充実	各地域における精神保健福祉相談等事業【再掲】	自殺ハイリスク者（うつ病、統合失調症、不安障害等の精神障害者）等への支援体制の充実のため、関係機関との連携強化を推進するとともに精神保健福祉相談を実施	障害福祉課・健康福祉事務所	
		各地域における自殺対策事業【再掲】	地域の実情に応じたきめ細やかな自殺対策を推進するため、自殺のハイリスク要因である精神疾患等に対する早期支援・対応に向けた支援体制の構築や研修等を実施	障害福祉課・健康福祉事務所	
		各地域における精神保健医療体制の構築事業【再掲】	各地域における精神保健医療体制の構築を推進するとともに、措置入院等の重篤な精神障害者に対し、措置入院中から地域で安全安心な暮らしができるよう関係機関の連携を強化し支援体制の構築を図る	障害福祉課	
	5 子ども・若者の自殺対策の推進	(1)命の大切さ・尊厳を感得させる教育・学習の推進	兵庫型「体験教育」の推進	小学校での環境体験、自然体験、中学校での芸術文化体験、社会体験、高等学校でのボランティア体験、就業体験など、小学校から高等学校における体系的な体験活動を通して、命の大切さや思いやりの心、規範意識、他者との協調性、個性や立場を尊重する心などを育成	教委(義務教育課・高校教育課)
			学校で取り組む自殺予防支援事業【再掲】	県内高等学校に対し自殺対策に関する関心を高めるために、出前講座を実施	障害福祉課
			道徳教育推進事業	児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりなどの道徳性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を全県的に推進	教委 (義務教育課)
			人権教育の推進	いじめの未然防止を図り、いじめを生まない土壌づくりを進めるための人権教育教材の効果的な活用と普及に努め、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育成	教委 (人権教育課)

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
5 子ども・若者の自殺対策の推進	(1)命の大切さ・尊さを実感させる教育・学習の推進	ピアサポートルームの開設	若年期から妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるよう、若者が相談できるピアサポートルームを開設し、ピアカウンセリングを実施	健康増進課
		私立学校人権教育推進費補助	私立学校における人権教育の推進を図る	教育課
	(2)教育・相談支援体制の充実	心の教育総合センター「自殺予防に生かせる教育プログラム」の普及・実践	子どもたちの「早期の問題認識（心の健康）」と「援助希求的態度の育成」を図るため、「心の教育総合センター」（県立教育研修所内）が開発した「自殺予防に生かせる教育プログラム」を各中学校・高校に周知し、学校ごとの自殺予防教育の取組を促進	教委 （高校教育課）
		スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーの配置【再掲】	いじめ・暴力行為・不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、スクールカウンセラーを公立小・中学校及び県立特別支援学校に、キャンパスカウンセラー（臨床心理士等）を県立高校（中等教育学校含む）に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を実施	教委（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
		ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットラインの実施【再掲】	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰だけでなく、子どものSOS全般について児童生徒や保護者などの相談に応じ、県内の幼児や児童生徒などのこころの悩みなどの解消や子どものSOSの早期発見を図る	教委 （義務教育課）
		SNSを活用した教育相談体制の構築【再掲】	従来の音声通話や面談等における相談に加え、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSを用いた教育相談窓口の開設及び周知	教委 （義務教育課）
		カウンセリングマインド研修の実施	個別事案に適切に対応できるよう全教職員を対象に研修を実施し、いじめ等に係る認知能力及び児童生徒に対するカウンセリング能力の向上を図る	教委（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
		人権教育指導者等研修の実施	児童生徒の人権課題解決に向けた主体的な実践力の育成を図るため、管理職、担当教員及び初任者などのキャリアステージに応じた指導力養成研修を実施	教委 （人権教育課）
		市町スクールソーシャルワーカー配置の支援【再掲】	児童生徒の置かれた様々な環境の問題により学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を配置	教委 （義務教育課）
		県立学校問題解決サポートチームの設置【再掲】	県立学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応する体制を整備し、学校への適切な指導・助言、解決への協力により課題の早期解決を図る	教委（高校教育課・特別支援教育課）
		兵庫ひきこもり相談支援センターの運営【再掲】	ひきこもりの長期化等への対応を図るため、青少年を中心とする全年齢を対象とした「兵庫ひきこもり相談支援センター」において、訪問支援等、アウトリーチ型支援を展開	男女青少年課
		ひきこもり対策総合支援事業（ひきこもり総合支援センターの設置）【再掲】	ひきこもりの当事者及びその家族等に対して段階に応じた支援を提供し、社会参加を促進するため、「ひきこもり総合支援センター」を精神保健福祉センター内に設置し、当事者及びその家族からの相談対応・支援を実施	障害福祉課・精神保健福祉センター
		県立神出学園の運営【再掲】	不登校や高校中退などで自分の進路を見つけることが困難な青少年の社会的自立を支援するため、県内在住で義務教育を修了した23歳未満の男女を対象に、寮での共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施	男女青少年課
		県立山の学校の運営【再掲】	不登校や高校中退などで自分の進路を見つけることが困難な青少年の社会的自立を支援するため、県内在住で義務教育を修了した24歳未満の男子を対象に、寮での共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施	男女青少年課
		思春期保健対策事業（地域思春期保健関係者によるネットワーク事業）【再掲】	地域保健、学校保健や社会教育、医療機関関係者が地域課題を明確にし、対策を検討	健康増進課・健康福祉事務所

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
5 子ども・若者の自殺対策の推進	(3)いじめによる子どもの自殺の予防	兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の開催	いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るため、県・教育事務所・市町・学校・ひょうごっ子悩み相談センター等の関係機関が一体となって、全県的、地域的な連携体制を推進	教委 (義務教育課)
		いじめ対応マニュアルの活用促進	「いじめ対応マニュアル」(H29.8月改訂)を活用した教職員研修を実施し、家庭や地域、警察等の関係機関とも連携・協力のうえ、いじめ問題(インターネットや携帯電話を使いたいやがらせなど、いわゆる“ネットいじめ”を含む)に対応	教委(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)
		心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」の普及・実践	子どもたちが自分を大切に、他者と良好な関係を築き、集団での生活を豊かにできる資質を育み、主体となっていじめを未然に防止することを目指し、「心の教育総合センター」(兵庫県立教育研修所内)が開発した「いじめ未然防止プログラム」を各中学校・高校に周知し、学校ごとのいじめ未然防止に向けた取組を促進	教委 (高校教育課)
		重大事態への対応研修	子どもの自殺をはじめ、いじめ重大事態、学校における事件事故等発生時の適切な初期対応、指導体制を構築するため、市町組合教育委員会を対象とした研修を実施	教委 (義務教育課)
		学校問題サポートチームの設置	複雑化する学校問題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「県立学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る	教委 (義務教育課)
		兵庫県いじめ対策審議会の開催	いじめ対策等に対する意見・助言を得るため、有識者による審議会を開催	教委 (高校教育課)
		いじめ防止啓発チラシの配布	保護者や関係機関と連携していじめ問題に対応するため、いじめ問題への理解やいじめ相談窓口等を記したチラシを配布	教委(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)
	(4)家庭における課題を抱える子どもへの支援の推進	児童虐待防止24時間ホットラインの設置運営【再掲】	中央こども家庭センターに休日・夜間の児童虐待相談・通告に対応する電話相談員を配置し、こども家庭センターの即応体制を強化	児童課
		子どもの貧困対策【再掲】	生活困窮者の子どもが将来の困窮者となる「貧困の連鎖」を断ち切るため子どもの貧困対策事業を実施 ①生活困窮者世帯の子どもを地域で支援 ②「子ども食堂」の運営支援	地域福祉課
		ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の構築推進事業【再掲】	介護やお世話を必要とする家族や身近な人に、無償でケアを行う「ヤングケアラー」「若者ケアラー」の早期発見・悩み相談・福祉サービスへのつなぎ等の支援体制を整備	地域福祉課
		児童虐待防止のためのSNS相談【再掲】	児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、全国どの地域においても子どもや家庭からのSNS相談ができるよう、国が令和5年2月から運用開始する全国一元的なSNS相談支援について、県内3児童相談所による一体運用を実施	児童課
	(5)青少年のこころの問題に対する取組の推進	兵庫ひきこもり相談支援センターの運営【再掲】	ひきこもりの長期化等への対応を図るため、青少年を中心とする全年齢を対象とした「兵庫ひきこもり相談支援センター」において、訪問支援等、アウトリーチ型支援を展開	男女青少年課
		県立神出学園の運営【再掲】	不登校や高校中退などで自分の進路を見つけることが困難な青少年の社会的自立を支援するため、県内在住で義務教育を修了した23歳未満の男女を対象に、寮での共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施	男女青少年課
		県立山の学校の運営【再掲】	不登校や高校中退などで自分の進路を見つけることが困難な青少年の社会的自立を支援するため、県内在住で義務教育を修了した24歳未満の男子を対象に、寮での共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施	男女青少年課

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
5 子ども・若者の自殺対策の推進	(5) 青少年のこころの問題に対する取組の推進	青年期の発達障害者に対する「居場所づくり」モデル事業	高校生等の青年期世代の発達障害者が、仲間との関わりの中で学びを得られる「居場所づくり」をモデル実施し、成果の発信を行う	障害福祉課
		ひきこもり対策総合支援事業（ひきこもり総合支援センターの設置）【再掲】	ひきこもりの当事者及びその家族等に対して段階に応じた支援を提供し、社会参加を促進するため、「ひきこもり総合支援センター」を精神保健福祉センター内に設置し、当事者及びその家族からの相談対応・支援を実施	障害福祉課・精神保健福祉センター
		女性のための健康学習会の開催	更年期障害や子宮内膜症など女性の特有な心身の課題に応じた対処方法等、セルフケアの実践につながる健康教室やグループ学習会を開催	健康増進課
	(6) 若者の就業支援の充実	ひょうご・しごと情報広場、若者しごと倶楽部の運営【再掲】	求職者の総合的支援を行う拠点であるひょうご・しごと情報広場内に若者しごと倶楽部（ジョブカフェひょうご）を設置し、個々の課題に対応したきめ細やかな就職支援・総合的な職業相談を実施し、人材ニーズに合致したキャリア形成による早期就職を支援	労政福祉課
	(7) インターネット上の自殺関連情報への対策の推進	青少年インターネット利用対策事業	青少年の安全・安心なインターネット利用を推進するため、ルールづくりやトラブル防止に向けた普及啓発等を実施	男女青少年課
		青少年のスマホ等の適切な利用推進事業	青少年の適切なインターネット利用を推進するため、県民への啓発をはじめとした環境整備を実施	男女青少年課
	6 中高年層の自殺対策の推進	(1) 中高年層のこころの健康づくりの推進	働き盛り世代の認知症予防・早期発見・対応促進事業【再掲】	企業等に従事する勤労者が認知症への関心を高め、中年期からの健康づくりや、早期受診・対応の理解促進、認知機能の低下や家族への介護が必要等従業員の事情に応じた労働環境整備等、企業の意識高揚を図る
女性のための健康学習会の開催【再掲】			更年期障害や子宮内膜症など女性の特有な心身の課題に応じた対処方法等、セルフケアの実践につながる健康教室やグループ学習会を開催	健康増進課
(2) 職場のメンタルヘルス対策の推進		企業のメンタルヘルス等推進事業	職場のメンタルヘルス対策の取組を支援するため、産業カウンセラー等が健康づくりチャレンジ企業（積極的に従業員及び家族の健康づくりに取り組む企業として、県に登録した企業）を訪問し、研修・相談等の支援を実施	健康増進課
		女性を中心とした働き盛り世代の自殺対策の推進【再掲】	コロナ禍における女性の自殺リスクの高まりに対する対応を強化するため、企業等を対象とした自殺予防研修会等の取組を推進する	障害福祉課
		各地域における職場との連携推進事業	各地域において、産業保健と地域連携を促進し、資質向上のための研修等を実施	健康福祉事務所
(3) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進		ひょうご仕事と生活センター事業の推進	ひょうご仕事と生活センターにおいて、企業に向けた啓発や先進事例の情報発信、相談・研修等を通じ、ワーク・ライフ・バランスを全県的に推進するとともに、企業におけるテレワークの導入から定着までの総合的な支援を通じて、誰もが働きやすい多様で柔軟な働き方を推進	労政福祉課
(4) 精神保健医療福祉サービスの連携体制の充実		各地域における自殺対策事業【再掲】	地域の実情に応じたきめ細やかな自殺対策を推進するため、自殺のハイリスク要因である精神疾患等に対する早期支援・対応に向けた支援体制の構築や研修等を実施	障害福祉課・健康福祉事務所
		経済問題等に係る心の悩み相談体制の充実【再掲】	コロナ禍による経済状態の悪化等に伴い、今後の生活に不安を感じる県民の増加が懸念されることから、①休日夜間法律電話相談、②生活困窮者・ハローワーク利用者等への弁護士相談等を実施	障害福祉課

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
6	(4)精神保健医療福祉サービスの連携体制の充実	消費生活相談【再掲】	複雑化・多様化、巧妙化する消費生活相談に的確に対応し、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、消費生活総合センター及び但馬消費生活センターに消費生活相談員を設置し、消費者トラブルの迅速な解決と未然防止を図る	県民躍動課
		多重債務者対策の推進【再掲】	兵庫県多重債務者対策協議会（県、市町、弁護士会、司法書士会等）による相談強化キャンペーンを開催	県民躍動課
		消費者金融相談【再掲】	各県民局・県民センターに「消費者金融相談窓口」を設置し、登録貸金業者に関する苦情・相談のほか、多重債務・債務整理に関する相談等、消費者金融に関する幅広い相談を受付	地域経済課
		商工会・商工会議所による経営相談【再掲】	様々な経営課題を抱える中小企業者に対して、商工会・商工会議所による巡回指導及び窓口相談を実施	地域経済課
	(5)就労支援の充実	ミドル世代・シニア世代就労相談窓口の設置【再掲】	ひょうご・しごと情報広場に40～64歳のミドル世代・65歳以上のシニア世代の就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含むミドル世代の不安定就労者等の正規雇用化を促進するとともに、就労意欲のあるシニア世代がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングにより多様な働き方の創出を支援	労政福祉課
7	(1)高齢者や介護者のこころの健康づくりの推進	介護支援専門員等自殺予防研修【再掲】	在宅で介護を受けている高齢者や家族の自殺の危険性や兆候を見逃さず、自殺の未然防止を図るため、介護従事者に対する研修を実施	障害福祉課
		地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、市町が行う高齢者の心身の健康づくりを推進する施策に要する経費の一部を負担	高齢政策課
		地域支援事業（地域包括支援センターの運営）【再掲】	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、市町が設置・運営する地域包括支援センターに要する経費の一部を負担	高齢政策課
	(2)高齢者の健康づくりや生きがいづくり事業の充実	老人クラブ活動強化推進事業【再掲】	地域の老人クラブ活動の活性化を図るために、①共生型助け合い活動、②会員加入促進活動、③地域活動の再開、④健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動などの社会貢献活動を行う単位老人クラブに対して助成を実施	高齢政策課
		地域包括支援推進事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町による介護予防・生活支援の取組の充実や在宅医療・介護連携の強化に向けた支援に加え、地域包括支援センターの機能強化を実施	高齢政策課
		「まちの保健室」による健康づくり推進事業	「まちの保健室」を商業施設等に開設し、専門職種による健康相談及び育児相談を実施	健康増進課
		老人クラブによる健康づくり	元気な高齢者がいつまでも健康を保持し、生きがいをもって生活することが重要であることから、兵庫県老人クラブ連合会、市町老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防に関する実践活動や健康に関する知識等についての普及啓発活動に対して補助を実施	高齢政策課
		老人クラブ助成事業	老後の生活を健全で豊かにするために、単位老人クラブ・市町老人クラブ連合会が実施する、会員自らの生きがいを高めるための各種活動や健康づくりのための活動等に対して補助を実施	高齢政策課

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署
7	(3) 高齢者の抑うつ症状等の早期支援	地域支援事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) 【再掲】	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、市町が行う高齢者の心身の健康づくりを推進する施策に要する経費の一部を負担	高齢政策課
		認知症・高齢者相談 【再掲】	県民総合相談センターにおいて、認知症の人と家族の会及び県看護協会による電話相談を実施	健康増進課
		在宅介護緊急対策事業	中重度の要介護高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、24時間、定期の巡回と利用者の求めによる随時の訪問サービスを提供する定期巡回・随時対応サービスの普及促進を図るとともに、事業所開設時の人件費や事業所賃料の事業者負担について一部を支援	高齢政策課
		地域支援事業 (地域包括支援センターの運営) 【再掲】	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、市町が設置・運営する地域包括支援センターに要する経費の一部を負担	高齢政策課
		地域包括支援推進事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町による介護予防・生活支援の取組の充実や在宅医療・介護連携の強化に向けた支援に加え、地域包括支援センターの機能強化を実施	高齢政策課
8	(1) 妊産婦・子育てへの支援	妊娠SOS相談事業【再掲】	予期せぬ妊娠や育児不安等に悩む若年妊婦等に対し、タイムリーな電話や面談による相談、必要時には医療機関等他機関への同行支援を実施することで、健やかな妊娠・出産・育児の支援、児童虐待の防止を図る	健康増進課
		養育支援ネットの推進【再掲】	未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローしていくために、医療機関等と地域保健が連携し、早期から子育てを支援する母子保健医療情報提供システムを整備	健康増進課・健康福祉事務所
		乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を実施	健康増進課
		特定妊婦等支援事業	予期せぬ妊娠などを理由に支援の必要性が高い妊産婦（特定妊婦等）を受け入れる場所を確保し、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を行うとともに、自立に向け、ステップハウスでの見守りを含めた支援を継続実施	児童課
		ひとり親家庭等自立支援の推進【再掲】	郡部のひとり親家庭等を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導、離婚後の支援を行うとともに、ひとり親家庭等の職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施	児童課
		課題を抱える妊産婦支援プロジェクト	予期せぬ妊娠により、孤立・経済困窮などの課題を抱える妊産婦に対し、安心して出産できる居場所との出会い、自立や夢の実現に向けた応援プロジェクトを展開	児童課
	養育費履行確保等支援事業	養育費の履行確保を支援するために、公正証書作成費等を補助するとともに、継続した養育費支払いの履行確保を図るために、養育費保証契約の初回保証料を補助	児童課	
(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	女性のための生きることサポート相談事業【再掲】	コロナ禍において、女性の自殺リスクがさらに高まっていくことが懸念されることから、就労支援や悩み相談など、女性が生きていくための入口相談(電話及び対面)を実施	障害福祉課	
	県立男女共同参画センターなやみ相談・特別相談・法律相談【再掲】	県立男女共同参画センターに「女性問題カウンセラー」を設置し、女性の悩み相談及び自立支援を行うとともに、「情報アドバイザー」が学習や情報収集のサポートを実施。併せて専門家による特別相談として、法律相談、不妊・不育専門相談、思いがけない妊娠SOS相談を実施	男女青少年課	

分野	小分類	取組事業名	事業概要	担当部署	
8 女性の自殺対策の推進	(2)コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	女性を中心とした働き盛り世代の自殺対策の推進【再掲】	コロナ禍における女性の自殺リスクの高まりに対する対応を強化するため、企業等を対象とした自殺予防研修会等の取組を推進する	障害福祉課	
		つながりサポート型女性相談支援事業【再掲】	コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、SNS相談やオンラインでの居場所づくり等を実施	男女青少年課	
		女性のためのチャレンジ相談	今後の働き方やライフキャリアを考えたい女性に対し、県立男女共同参画センター・市町で社会保険労務士等による相談を実施	男女青少年課	
		女性のための就業サポート(女性再就職支援相談)	再就職・転職等を考える女性のために、県立男女共同参画センターの女性相談員による相談を実施	男女青少年課	
		女性のための健康学習会の開催【再掲】	更年期障害や子宮内膜症など女性の特有な心身の課題に応じた対処方法等、セルフケアの実践につながる健康教室やグループ学習会を開催	健康増進課	
		経済問題等に係る心の悩み相談体制の充実【再掲】	コロナ禍による経済状態の悪化等に伴い、今後の生活に不安を感じる県民の増加が懸念されることから、①休日夜間法律電話相談、②生活困窮者・ハローワーク利用者等への弁護士相談等を実施	障害福祉課	
		インターネットやSNS等を活用した相談体制の構築【再掲】	LINE電話を活用した相談体制の構築、検索連動広告やLINE公式アカウント「いのち支える兵庫県」を用いた相談窓口の普及啓発	障害福祉課	
	(3)困難な問題を抱える女性の支援	配偶者からの暴力に関する相談【再掲】	配偶者暴力相談支援センター(女性家庭センター)で休日・夜間の相談や法律相談を実施するとともに、相談のあった被害者や一時保護した被害者に対し、自立支援員(心理療法担当職員)がこころのケア、自立への動機付け、就業援助等の幅広い援助を行い、早期の自立を支援	児童課	
		ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の運営【再掲】	警察に相談できない性被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設け、医療費助成、医療機関への同行支援、法律相談、心のケア等を一体的に行う性被害ケアセンター「よりそい」を運営	くらし安全課	
	9 自死遺族等遺された人への支援の充実	(1)自死遺族に対する理解の促進	自死遺族地域支援者研修の実施【再掲】	自死遺族のこころや身体の不調、否認・疑問・他罰・不安・自責・罪悪感・怒り等の遺族心理を理解するとともに、自死遺族が直面する法律問題を学び、自殺ハイリスク者である自死遺族に適切に対応するための研修を実施	障害福祉課
			グリーフケア講座の実施	死別による喪失とそれに伴う悲嘆(グリーフ)に関する理解を深める講座を実施	こころのケアセンター
		(2)家庭、学校、職場等での事後対応への支援	自殺による事後対応支援	自殺未遂・自殺の発生直後の周囲の人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう、職場や学校における対応マニュアルの普及といった適切な事後対応を支援	精神保健福祉センター こころのケアセンター
		(3)遺族支援団体等への支援	自死遺族支援団体等への助成	自殺予防や自死遺族支援に係る事業に対し補助を実施	障害福祉課
	自死遺族地域支援者研修の実施【再掲】		自死遺族のこころや身体の不調、否認・疑問・他罰・不安・自責・罪悪感・怒り等の遺族心理を理解するとともに、自死遺族が直面する法律問題を学び、自殺ハイリスク者である自死遺族に適切に対応するための研修を実施	障害福祉課	

2 兵庫県における自殺対策の経緯

年度	兵庫県の自殺対策	参考（国の動き等）
H10	・自殺者急増（1,400人を超える）	・自殺者急増（3万人を超える）
H13	・県健康増進計画で「こころの健康」の項目に「自殺者の減少」を目標値に掲げる	
H18	・「自殺対策センター」の設置（精神保健福祉センター内） ・「兵庫県自殺対策連絡協議会」設置	・「自殺対策基本法」成立
H19		・「自殺総合対策大綱」策定
H20	・「兵庫県自殺対策推進方策」策定	
H21	・「兵庫県自殺対策推進本部」設置	
H24	・「兵庫県自殺対策推進方策」改定（1回目）	・「自殺総合対策大綱」改定（1回目）
H28	・県内自殺者が19年ぶりに1,000人を下回る ・自殺対策に関する県民アンケート調査の実施	・「自殺対策基本法」改正（自治体に地域自殺対策計画策定を義務づけ）
H29	・「自殺対策センター」を「兵庫県のち対策センター」に改称（本庁・精神保健福祉センター） ・「兵庫県自殺対策計画」の策定（兵庫県自殺対策推進方策の改定（2回目））	・「自殺総合対策大綱」改定（2回目）
R 2		・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
R 3	・自殺対策に関する県民アンケート調査（2回目）の実施	・「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」において、新たな「自殺総合対策大綱」に関する検討実施
R 4	・「兵庫県自殺対策計画（中間見直し）」の策定（※R 5公表）	・「自殺総合対策大綱」改定（3回目）

3 用語解説（五十音順）

	用語	解説
あ	アルコール依存症	薬物依存症の一種で、飲酒などアルコールの摂取（以下「飲酒」とする）によって得られる精神的、肉体的な薬理作用に強く囚われ、自らの意思で飲酒行動をコントロールできなくなり、強迫的に飲酒行為を繰り返す精神疾患。
	いのち支えるサポートシート	さまざまな悩みを抱え苦しんでいる方が、適切な相談機関にたどり着き包括的な支援を受けられるよう、兵庫県が作成した参考様式。別の相談機関につなぐ場合や複数の相談機関が関わる必要がある方について、ご本人の同意を得て各相談機関で作成・活用する。
	いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）	令和2年4月1日に「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）」に基づく厚生労働大臣指定法人として発足。
い	かかりつけ医	日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師。
	キャンパスカウンセラー	生徒や保護者の心の相談等を行う臨床心理士等（兵庫県教育委員会事業）。
	ケアラー	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」、18歳～おおむね30歳代までを「若者ケアラー」という。
さ	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。
	自殺ハイリスク者	こころの病にかかっている人、自殺の危険因子を有する人、過去に自殺未遂をした人など自殺行為のリスクの高い人。
	自殺企図	自殺をくだてること。自殺しようとする事。
	自殺総合対策大綱	自殺対策基本法第12条に基づき政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の大綱。
	自殺対策基本法	我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。
	自殺対策強化月間	自殺対策基本法より、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体・関係団体等とも連携して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業及び啓発活動を実施するもの。
	自殺予防週間	平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「9月10日の世界自殺予防デー」に因んで、毎年9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進するとしたもの。
	スクールカウンセラー	小中学校において児童生徒の心の相談等を行う心理相談業務に従事する心理職専門家。
た	生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括的な支援を行う制度（平成27年4月から施行）。
	地域自殺実態プロファイル	いのち支える自殺対策推進センターから、都道府県・政令指定都市、市町村に提供される各地域の自殺実態を分析した資料。警察統計（原票データの特別集計含む）・人口動態統計等を活用している。
	地域自殺対策推進センター	全国47都道府県と20指定都市に設置されており、管内のエリアマネージャーとして、市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理、検証などを支援していく拠点。
	地域プラットフォーム	地域における同じ課題の解決を目指す人が集まり、地域課題の解決に向けて必要な議論や支援を行うための連携体のこと。
な	デジタルデバイド	情報格差。インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差のこと。
	年齢調整死亡率	年齢構成を基に調整された死亡率。異なる集団どうしで死亡率を比較する際に用いる（年齢構成の違いに影響されない比較が可能）。
は	兵庫県健康づくり推進実施計画	健康増進法第8条に定める「都道府県健康増進計画」で、兵庫県健康づくり推進条例第9条に定める健康づくりの推進に関する施策の実施に関する計画。
	ひょうごビジョン2050	兵庫県の新しい将来ビジョン。次の世代が生きる30年先の2050年頃のめざす姿を描いたもの。
P	PDCA	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
	PTSD	「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）」のこと。死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態。
S	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

4 令和3年度「自殺対策に関する調査」報告書（概要）

兵庫県における自殺対策を効果的に進めるため、県民の自殺対策に対する意識や行動に関する調査を行った。（「兵庫県健康づくり実態調査」と同時実施）

I 調査の概要

(1) 対象及び回収結果

- ・成人：県内に居住する20歳以上の男女
- ・未成年：県内に居住する中学1年生・中学3年生・高校3年生相当の男女

対象区分	配布数	回収数	回収率	うち無効票	有効回答数	(参考)H28年度有効回答数
成人	5,000	1,874	37.4%	11	1,863	2,669
未成年	3,000	936	31.2%	9	927	1,433

(2) 調査時期

令和3年11月15日～12月15日

(3) 調査方法

住民基本台帳から無作為抽出し、調査票を郵送（郵便・オンラインで回答）

(4) 調査項目

本報告書（概要）では、下記の項目について記載

対象区分	成人	未成年
① 自殺対策関連	設問59～66	設問47～54
② 新型コロナウイルス感染症関連	設問67～68	設問55～56

※成人の設問1～58等、未成年の設問1～46等については、同時実施した「兵庫県健康づくり実態調査（兵庫県健康増進課）」等の設問であるため未記載

(5) 本報告書のグラフ等についての留意事項

- ・【全県値】の回答割合は、単純集計を圏域別人口比で重みづけしています。
- ・Nが未記載の設問については、成人：N = 1,863、未成年：N = 927です。

※【圏域別】【性・年齢別】の調査結果等を含む報告書（全体）については、下記の兵庫県ホームページで公表しています。

- ・「兵庫県自殺対策に関する調査」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/chousa.html>

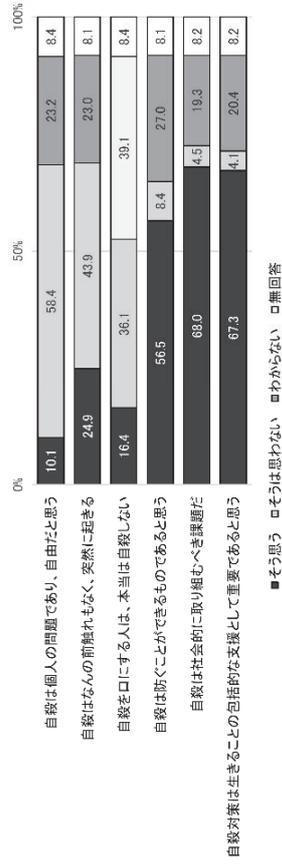


II 成人調査結果
1 自殺対策関連

問59 (ア)から(カ)について、あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

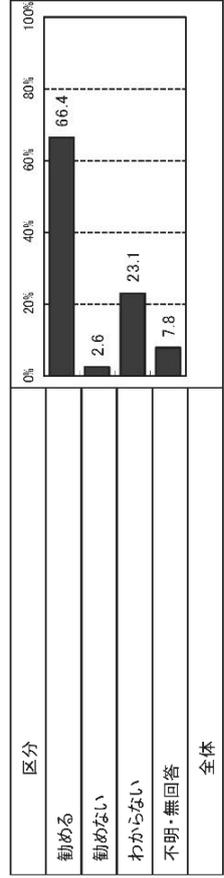
- (ア) 自殺は個人の問題であり、自由だと思ふ
- (イ) 自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる
- (ウ) 自殺を口にする人は、本当は自殺しない
- (エ) 自殺は防ぐことができるものであると思ふ
- (オ) 自殺は社会的に取り組むべき課題だ
- (カ) 自殺対策は生きることの包括的な支援として重要であると思ふ

「自殺は防ぐことができるものであると思ふ」「自殺は社会的に取り組むべき課題だ」「自殺対策は生きることの包括的な支援として重要であると思ふ」では「そう思ふ」と答えた人が半数を超えています。一方で、「自殺は個人の問題であり、自由だと思ふ」「自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる」「自殺を口にする人は、本当は自殺しない」では「そう思わない」が「そう思ふ」を上回っています。



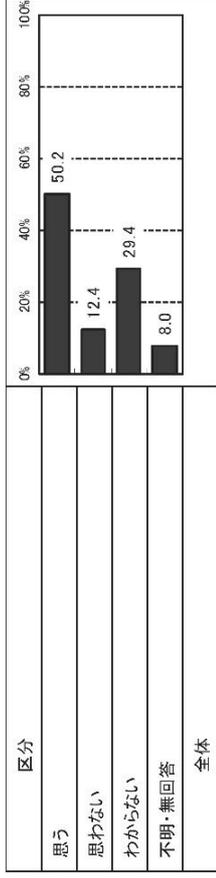
問60 「うつ病のサイン」に気付いた時の対応についてお尋ねします。
もし仮に、あなたが、今あなたの家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき、専門の相談窓口（かかりつけ医や、精神科、保健所等公的機関等の相談窓口）へ相談することを勧めますか

「勧める」が66.4%で最も多く、「わからない」が23.1%、「勧めない」が2.6%となっています。



問61 もし仮に、あなたが、自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたとき、自ら専門の相談窓口（かかりつけ医や、精神科、保健所等公的機関等の相談窓口）へ相談しようと思ひますか。

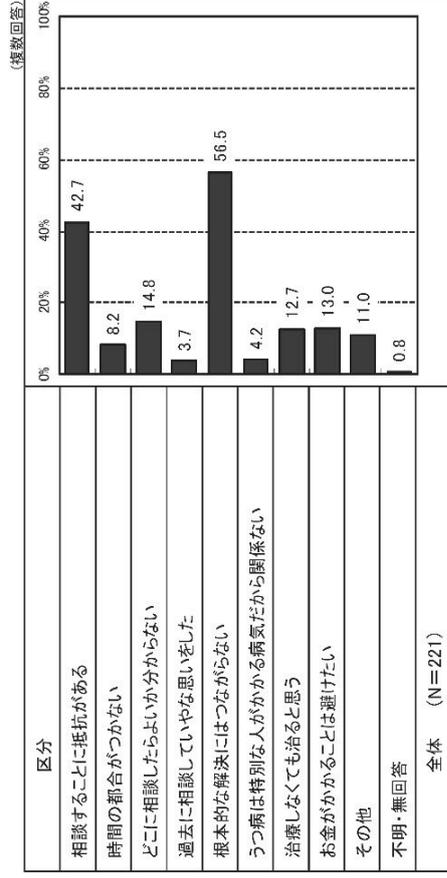
「思ふ」が50.2%で最も多く、「わからない」が29.4%、「思わない」が12.4%となっています。



【問61で「2. 思わない」とお答えの方は以下の1) について、お答えください。】

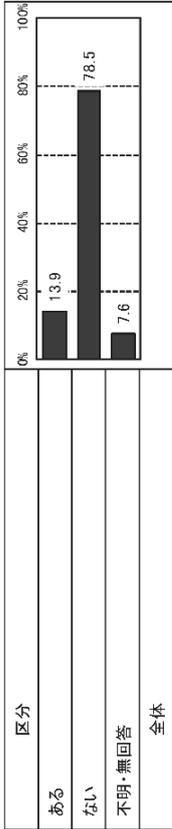
1) 相談しようと思わないのはなぜですか。

「根本的な解決にはつながらない」が56.5%で最も多く、次いで「相談することに抵抗がある」が42.7%、「どこに相談したらよいか分からない」が14.8%で続いています。



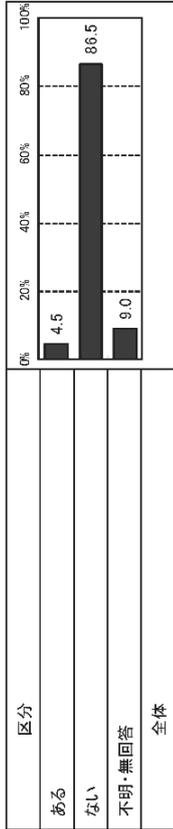
問 62 あなたは、これまで本気で自殺したいと考えたことはありますか。

「ない」が 78.5%、「ある」が 13.9%となっています。



問 63 あなたは、この 1 年以内に本気で自殺したいと考えたことはありますか。

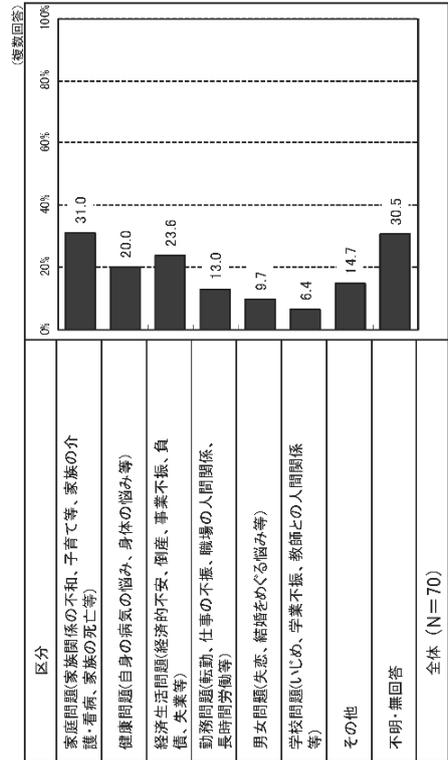
「ない」が 86.5%、「ある」が 4.5%となっています。



【問 63 で「1. ある」とお答えの方は以下の 1） 2）について、お答えください。】

1）自殺したいと思った理由は何ですか。

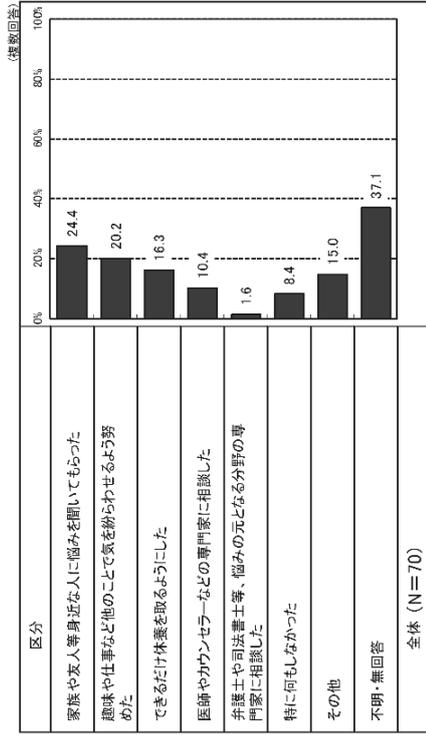
「家庭問題(家族関係の不和、子育て等、家族の介護・看病、家族の死亡等)」が 31.0%で最も多く、次いで「経済生活問題(経済的不安、倒産、事業不振、負債、失業等)」が 23.6%、「健康問題(自身の病気の悩み、身体の悩み等)」が 20.0%で続いています。



【問 63 で「1. ある」とお答えの方は以下の 2）も、お答えください。】

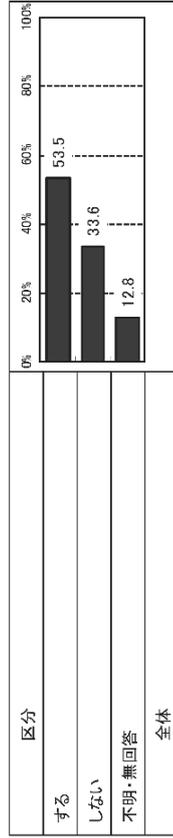
2）自殺を思いとどまった(とどまっている)要因はなにですか。

「家族や友人等身近な人に悩みを聞いてもらった」が 24.4%で最も多く、次いで「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるよう努めた」が 20.2%、「できるだけ休養を取るようにした」が 16.3%で続いています。



問 64 もし仮に、あなたは、「自殺したい」と思うほどの悩みを抱えたときは、誰かに相談しますか。

「する」が 53.5%、「しない」が 33.6%となっています。



■「する」理由 (自由記載)

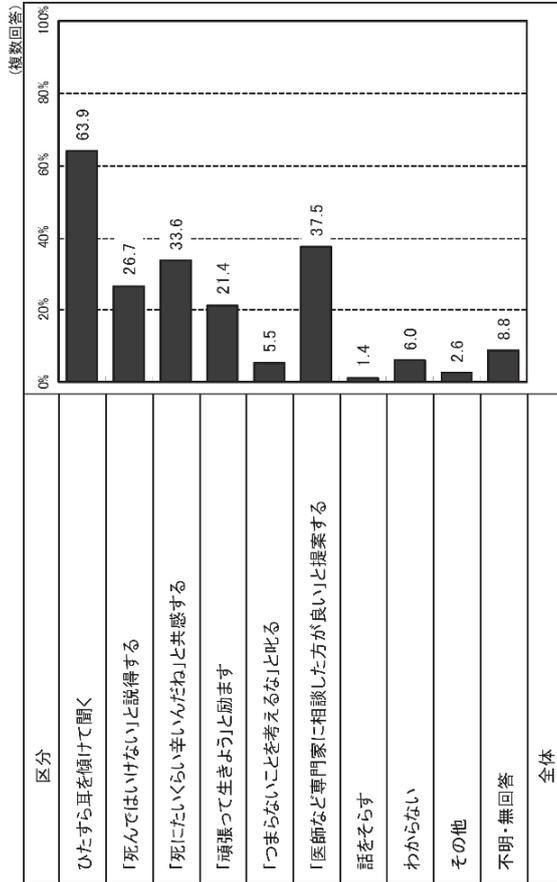
「話せば気が楽になると思う」「話して解決できることがあるかも」「ひとりではこたえを見つけれないと思うから」「本当は死にたくはないはずだから」「子どもや家族を悲しませたくない」「客観的にものごとを見るため」など

■「しない」理由 (自由記載)

「自分の問題だから」「意味がない」「他の人に心配をかけたくない」「できる人がいないから」「相談しても根本的な解決にならない」「はずかしい」「自殺したくなる前に相談する」「相談された方が困るから」「信頼できる人がいない」「無駄だと思うから」「巻き込みたくない」など

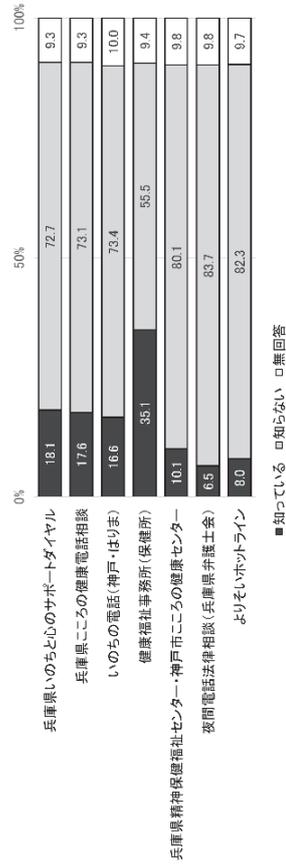
問 65 もし仮に、あなたは、身近な人に「死にたい」と相談されたときはどうしますか。

「ひたすら耳を傾けて聞く」が63.9%で最も多く、次いで「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する」が37.5%、「死にたいくらい辛いんだね」と共感する」が33.6%で続いています。



問 66 次の7つの相談窓口をご存知ですか。

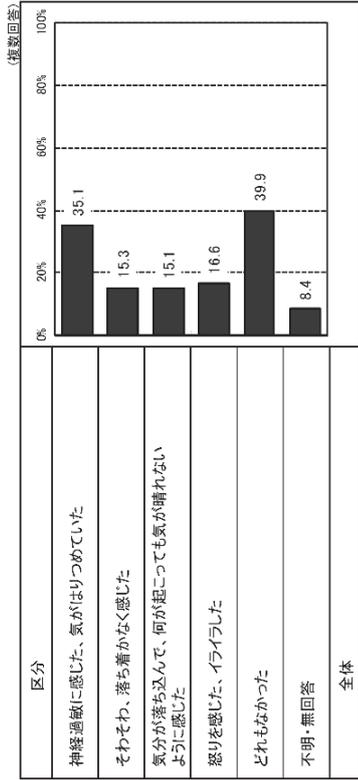
どの相談窓口も「知らない」が「知っている」を上回っています。「知っている」「健康福祉事務所（保健所）」が他の項目より高くなっています。



2. 新型コロナウイルス感染症関連

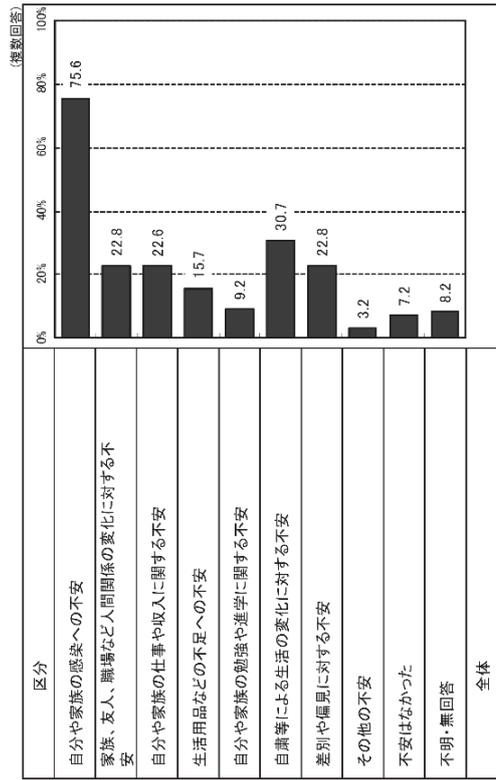
問 67 「新型コロナウイルス感染症」に関連して、お尋ねします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、次のようなことはありましたか。

「どれもなかった」が39.9%で最も多く、次いで「神経過敏に感じた、気がはりつめていた」が35.1%、「怒りを感じた、イライラした」が16.6%で続いています。



問 68 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、不安に思ったことをお答えください。

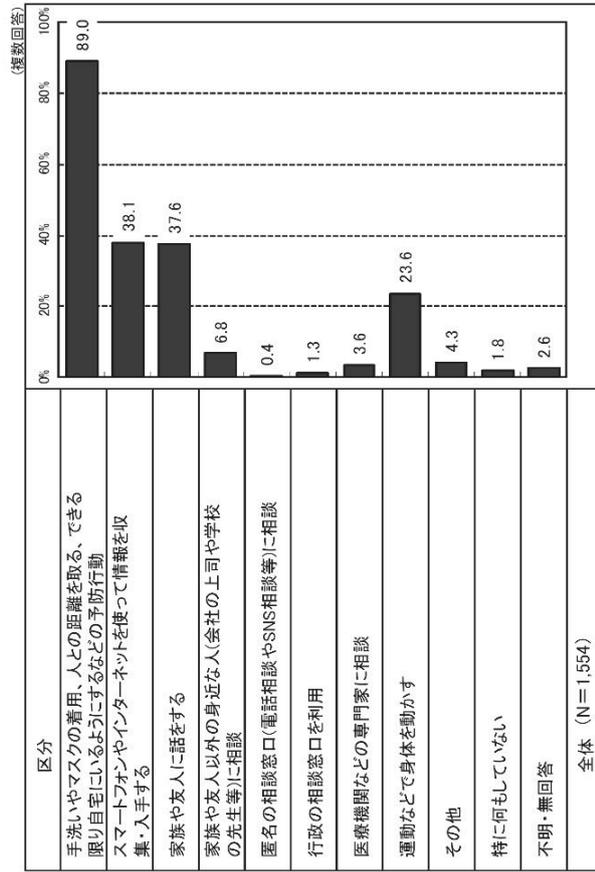
「自分や家族の感染への不安」が75.6%で最も多く、次いで「自粛等による生活の変化に対する不安」が30.7%、「家族、友人、職場など人間関係の変化に対する不安」「差別や偏見に対する不安」が22.8%で続いています。



Ⅲ 未成年調査結果
1 自殺対策関連

【問68で「1～8」とお答えの方は、以下の1)について、お答えください。】
1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不安やストレスを解消するために、あなたがしたことは何ですか。

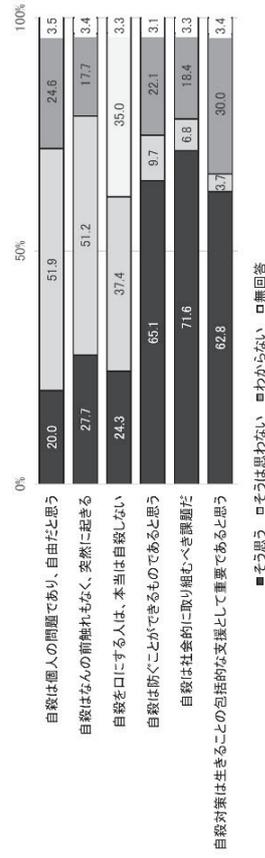
「手洗いやマスクの着用、人との距離を取る、できる限り自宅にるようにするなどの予防行動」が89.0%で最も多く、次いで「スマートフォンやインターネットを使って情報を収集・入手する」が38.1%、「家族や友人に話をする」が37.6%が続いています。



問47 (ア)から(カ)について、あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

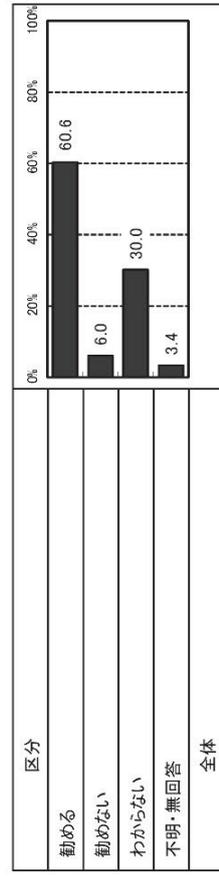
- (ア) 自殺は個人の問題であり、自由だと思ふ
- (イ) 自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる
- (ウ) 自殺を口にする人は、本当は自殺しない
- (エ) 自殺は防ぐことができるものだと思う
- (オ) 自殺は社会的に取り組むべき課題だ
- (カ) 自殺対策は生きることの包括的な支援として重要であると思ふ

「自殺は防ぐことができるものであると思ふ」「自殺は社会的に取り組むべき課題だ」「自殺対策は生きることの包括的な支援として重要であると思ふ」では「そう思う」と答えた人が半数を超えています。一方で、「自殺は個人の問題であり、自由だと思ふ」「自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる」「自殺を口にする人は、本当は自殺しない」では「そう思う」が「そう思ふ」を上回っています。



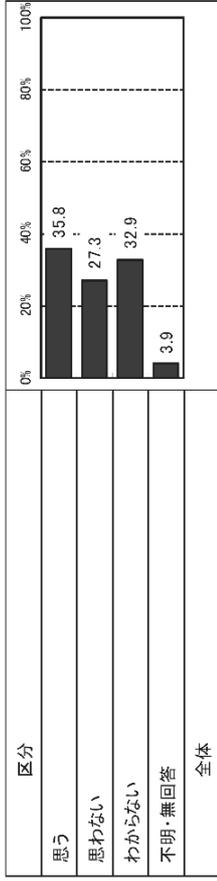
問48 「うつ病のサイン」に気付いた時の対応についてお尋ねします。
もし仮に、あなたが、今あなたの家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき、専門の相談窓口(かかりつけ医や、精神科、保健所等公的機関等の相談窓口)へ相談することを勧めますか

「勧める」が60.6%で最も多く、「わからない」が30.0%、「勧めない」が6.0%となっています。



問 49 もし仮に、あなたが、自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたとき、自ら専門の相談窓口（かかりつけ医や、精神科、保健所等公的機関等の相談窓口）へ相談しようと思えますか。

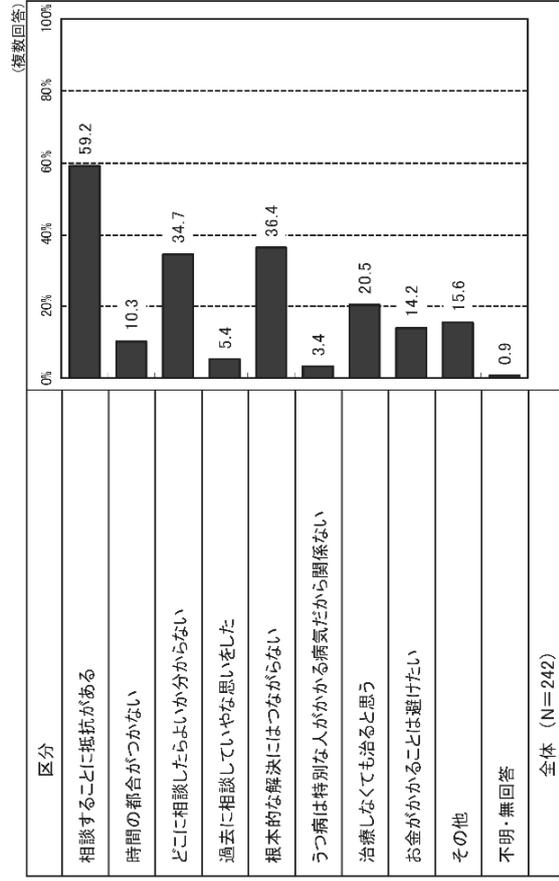
「思う」が 35.8%で最も多く、「わからない」が 32.9%、「思わない」が 27.3%となっています。



【問49で「2. 思わない」とお答えの方は以下の1）について、お答えください。】

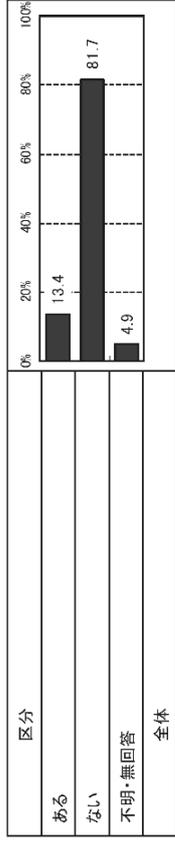
1）相談しようと思わないのはなぜですか。

「相談することに抵抗がある」が 59.2%で最も多く、次いで「根本的な解決にはつながらない」が 36.4%、「どこに相談したらよいか分からない」が 34.7%で続いています。



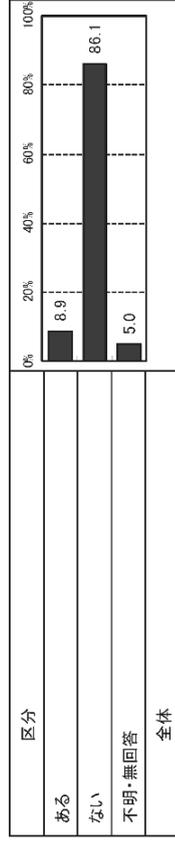
問 50 あなたは、これまで本気で自殺したいと考えたことはありますか。

「ない」が 81.7%、「ある」が 13.4%となっています。



問 51 あなたは、この1年以内に本気で自殺したいと考えたことはありますか。

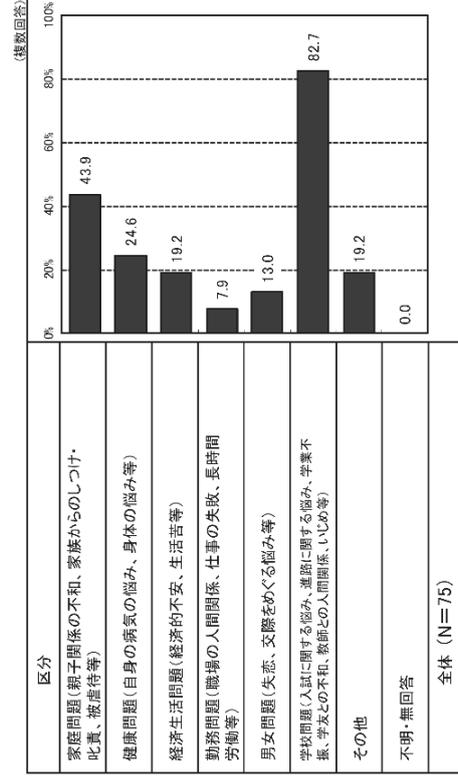
「ない」が 86.1%、「ある」が 8.9%となっています。



【問51で「1. ある」とお答えの方は以下の1）2）について、お答えください。】

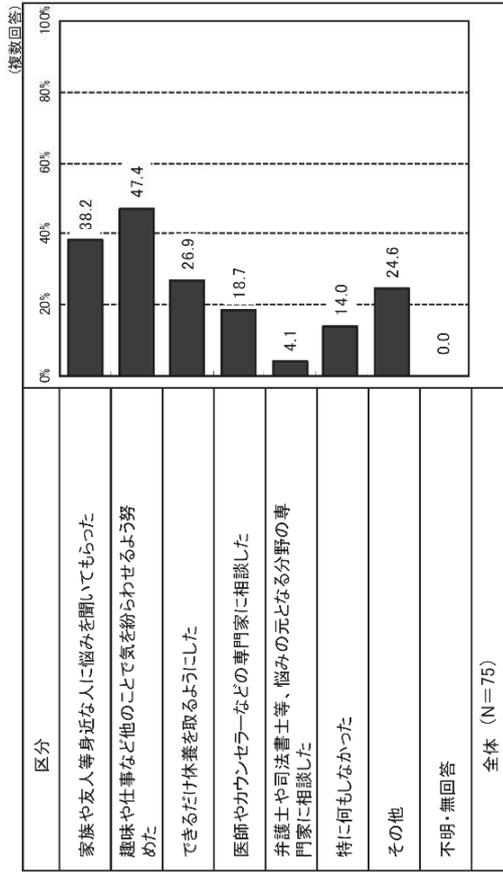
1）自殺したいと思った理由は何ですか。

「学校問題（入試に関する悩み、進路に関する悩み、学業不振、学友との不和、教師との人間関係、いじめ等）」が 82.7%で最も多く、次いで「家庭問題（親子関係の不和、家族からのしつけ・叱責、被虐待等）」が 43.9%、「健康問題（自身の病気の悩み、身体の悩み等）」が 24.6%で続いています。



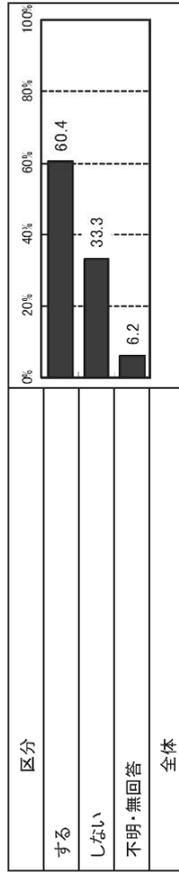
【問51で「1. ある」とお答えの方は以下の2）も、お答えください。】
 2）自殺を思いとどまった（とどまっている）要因はなにですか。

「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるよう努めた」が47.4%で最も多く、次いで「家族や友人等身近な人に悩みを聞いてもらった」が38.2%、「できるだけ休養を取るようになった」が26.9%が続いています。



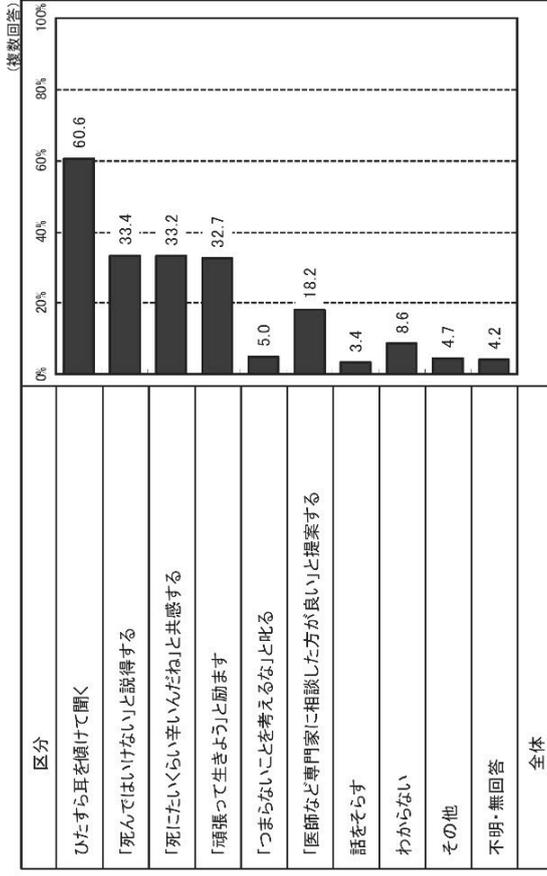
問52 もし仮に、あなたは、「自殺したい」と思うほどの悩みを抱えたときは、誰かに相談しますか。

「する」が60.4%、「しない」が33.3%となっています。



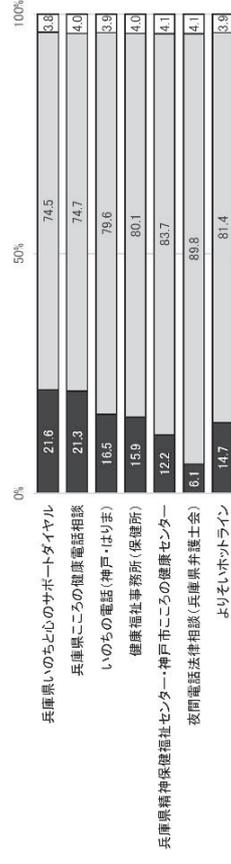
問53 もし仮に、あなたは、身近な人に「死にたい」と相談されたときはどうしますか。

「ひたすら耳を傾けて聞く」が60.6%で最も多く、次いで「死んではいけない」と説得する」が33.4%、「死にたいくらい辛いんだね」と共感する」が33.2%が続いています。



問54 次の7つの相談窓口をご存知ですか。

どの相談窓口も「知らない」が「知っている」を上回っています。「知っている」は「兵庫県いのちのサポートダイヤル」「兵庫県こころの健康電話相談」が他の項目より高くなっています。

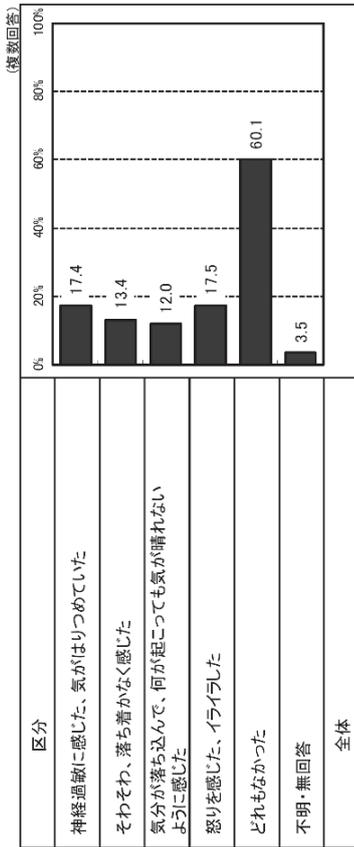


■知っている □知らない ○無回答

2 新型コロナウイルス感染症関連

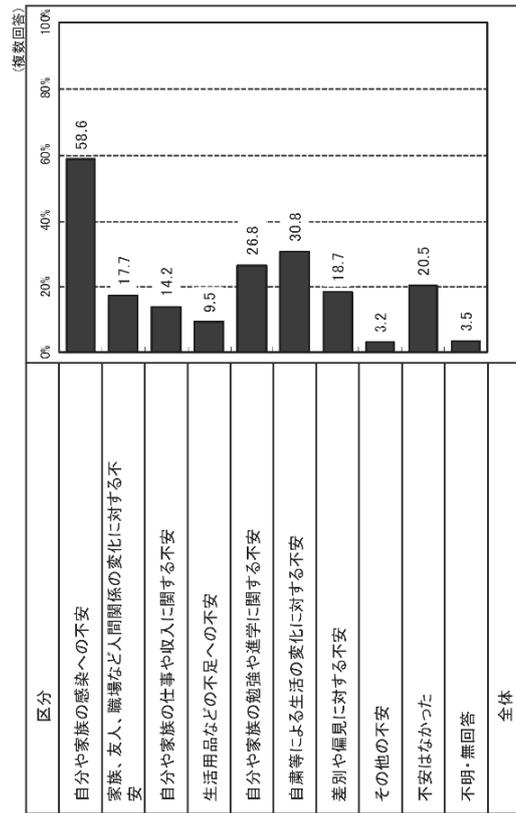
問 55 「新型コロナウイルス感染症」に関連して、お尋ねします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、次のようなことはありましたか。

「どれもなかった」が60.1%で最も多く、次いで「怒りを感じた、イライラした」が17.5%、「神経過敏に感じた、気がはりつめていた」が17.4%が続いています。



問 56 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、不安に思ったことをお答えください。

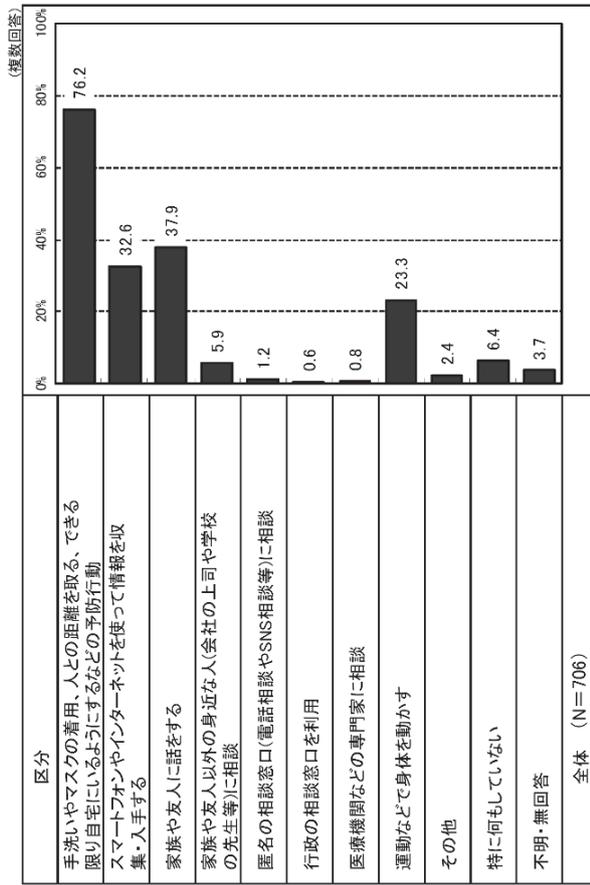
「自分や家族の感染への不安」が58.6%で最も多く、次いで「自粛等による生活の変化に対する不安」が30.8%、「自分や家族の勉強や進学に関する不安」が26.8%が続いています。



【問56で「1～8」とお答えの方は、以下の1)について、お答えください。】

1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不安やストレスを解消するために、あなたがしたこと・していることは何ですか。

「手洗いやマスクの着用、人との距離を取る、できる限り自宅にるようにするなどの予防行動」が76.2%で最も多く、次いで「家族や友人に話をする」が37.9%、「スマートフォンやインターネットを使って情報収集・入手する」が32.6%が続いています。



注：「その他」の具体的な内容
「インターネット」「ゲーム」「趣味」「消費」など

5 自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及

び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

- 第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

- 第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自

殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

- 第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(附則省略)

兵庫県自殺対策計画（中間見直し）

編集・発行 兵庫県福祉部障害福祉課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-341-7711（代表）

FAX 078-362-3911

つながる・支える・
いのちと心

